

(2025年版)

「ドリーム積立」(拠出型企業年金保険[生命保険])

「リビングGUARDコース」

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)[損害保険])

取扱要領

— 目 次 —

	ページ
I. スケジュール及びお願い事項	1
II. ドリーム積立 個年コース (個人年金保険料控除型積立年金プラン)	2
一般コース (生命保険料控除型積立年金プラン)	2
1. はじめに	2
2. 制度の特長	2
3. 取扱要領の詳細	3
4. 研修旅行補助金給付のお知らせ	7
III. リビングGUARDコース	8
1. はじめに	8
2. 取扱要領の詳細	8

I. スケジュール及びお願い事項

2024年

7月18日(木)

関係書類の送付

- ① 個人宛封筒所属人数分
(パンフレット・申込書・チラシが入っています)

個人宛封筒を該当者に配付願います。

申込開始

新規・変更の方は、加入申込書を提出願います。

9月20日(金)

申込締切日

10月中旬

保険料控除証明書の送付(2024年既加入者)

11月下旬

加入通知(みんなのMYポータル上で確認)

12月10日(火)

ボーナス払掛金引去(2025年1月分)

12月16日(月)

月払掛金引去(2025年1月分)

2025年

1月1日(水)

加入(変更)日

1月16日(木)

一時払掛金振込期限(申込者のみ)

2月下旬

残高通知(みんなのMYポータル上で確認)、一時払加入通知書送付

スケールメリット確保のために

「ドリーム積立」事業は、積立金の運用・年金支払等を生命保険会社に委託しており加入規模が大きいほどより安定するしくみになっております。当県下につきましては、教職員のスケールメリットを最大限にいかすため、一人でも多くの方にご加入を検討いただけるよう案内を行っております。老後に向けた長期の積立としてメリットある制度となっておりますので、ご検討のほど、何卒お願い申したく、各所属のご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせは、フリーダイヤルで **0120-26-9288**

受付期間 9:00~17:00 (除土日・祝日)

Ⅱ. ドリーム積立

個年コース(個人年金保険料控除型積立年金プラン)

一般コース(生命保険料控除型積立年金プラン)

1. はじめに・・・

1994年の国民年金法等の改正により、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、2001年度から3年ごとに1歳ずつ引き上げ、2013年以降は65歳からの満額支給となりました。

そこで、「ドリーム積立」は年金の満額支給までの特別支給分を補完し、さらに65歳以降のゆとり年金として活用できる制度となっております。

2. 制度の特長

(1) 老後の資金の準備におすすめです。

(2) 払込満了後は、確定年金、保証期間付終身年金、年金受取りに代えて一時金として受け取れます。

それぞれの年金コースから生活設計に合わせたコースを選択することができます。コース選択は払込満了時です。(フラット型とつなぎ型)

公的年金の満額支給開始年齢の引き上げ等に対し、自助努力として将来の年金受取に必要な積立金を在職時から準備できます。

(3) 積立期間中の脱退は可能です。

脱退した場合の受取額(脱退一時金)は一時所得の課税対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

一時所得の課税対象額＝(脱退一時金額－払込保険料合計額－50万円)×1/2(他に一時所得がない場合)

保険料とは、掛金から制度運営事務費を差し引いた金額となります。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

(4) 税法上の取扱いについて

① 個年コース

個人年金保険料控除が適用され、年末調整の対象となります。(他に個人年金保険料控除を上限まで受けていない場合)

ただし、新規加入時に掛金の払込期間が10年以上あることが条件となります。

(一度加入し継続すれば、払込満了まで個人年金保険料控除の対象となります。増口分に関しても同様です)。

掛金の払込期間が10年未満の方の払込保険料は、一般の生命保険料控除の対象です。

②一般コース

一般の生命保険料控除の対象となります。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

(5) 自由な積立方式で無理なく加入できます。

「一般コース」「個年コース」それぞれ月払3口以上での加入となります。

月払加入が条件で、個人の生活設計に合わせ、自由に積立方法が選択できます。

月払・ボーナス払(年2回)・在職時一時払(毎年1月)・退職時一時払

3. 取扱要領の詳細

(1) 新規加入

①一般コース・・・教職員で申込日現在健康で正常に就業している方で、2025年1月1日現在満16歳以上満58歳未満までの方(掛金払込完了年齢(61歳)まで3年以上ある方)

②個年コース・・・教職員で申込日現在健康で正常に就業している方で、2025年1月1日現在満16歳以上満50歳未満までの方(掛金払込完了年齢(61歳)まで11年以上ある方)

※新規加入、加入口数の変更は年1回の申込受付期間中(7月～9月)に限定します。

(2) 積立の種類・口数

①ドリーム積立の加入は口数単位で行い、積立方法は以下の通りです。

1: 月払 1口 1,000円(最低3口～最高50口)

2: ボーナス払 1口 10,000円(最低1口～最高50口)

3: 在職時一時払(1月) 1口 10,000円(最低1口～最高1,000口)

その他退職時一時払もできます。ただし、退職時一時払は、確定年金を選択される場合その時の積立金額が積増限度額となります。

②ボーナス払及び在職時一時払・退職時一時払は、月払に加入している方でなければ加入できません。

③月払は毎月の給与から引去します。(初回は12月)

ボーナス払は年2回(6月と12月)手当からそれぞれ引去します。(初回は12月)

在職時一時払の場合は申込者に対し専用振込用紙を送付しますので、各自で振り込んでいただきます。

④月払・ボーナス払の掛金には1%(1口につき月払10円・ボーナス払100円)の制度運営事務費が含まれています。

(3) 積立期間中

①積立金残高は毎年1回決算終了後、加入者が2月に「みんなのMYポータル」上で確認。

②加入時掛金の払込期間が将来に向け10年以上ある方は、毎年個人年金保険料控除(個年コースの場合)の適用を受けることができます。一般コースは一般の生命保険料控除となります。

③保険料控除の対象は、掛金から制度運営事務費を差し引いた金額となります。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

(4) 在職中の支払

① 脱退一時金・減口、中止の取扱い

個年コース…脱退する場合は積立金全額の払い出しとなり1口のみ・ボーナス分のみ・在職中一時払分のみ等はできません。

一般コース…下記事由に該当する場合には、掛金の払い込みを全部中止又は積立額を減口することができます。

減口とは、払込を継続しながら積立金をお支払いすることであり、中止とは掛金の払込を中断することで、中止部分の積立金は払い出しせず、他の積立金と同様に継続して運用されます。

	一部減口	全部減口	一部中止	全部中止
一般コース	○	○	×	○
個年コース	×	×	×	×

<事由>

災害、疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他加入者が掛金の拠出に支障がある場合(全部中止のみ)

② 遺族一時金

加入者が積立期間中に死亡した場合は、脱退一時金に月払保険料1ヵ月分相当額を加算した額が遺族一時金として支払われます。

※遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。

※①、②ともに一時金の支払は、最終払込月の翌月中旬となります。

(5) 払込満了後の給付

① 払込満了後の年金コースは、掛金払込満了時に次の中から1つ選択いただきます。

1: 確定年金(5年・10年・15年・20年)

本人の生死に関係なく一定期間年金が支払われます。(5年確定年金は一般コースのフラット型のみ選択となります。)

2: 保証期間付終身年金(10年保証・15年保証)

保証期間中は本人の生死に関係なく年金が支払われ、それ以降は本人が生存する限り支払われます。

【受給資格】

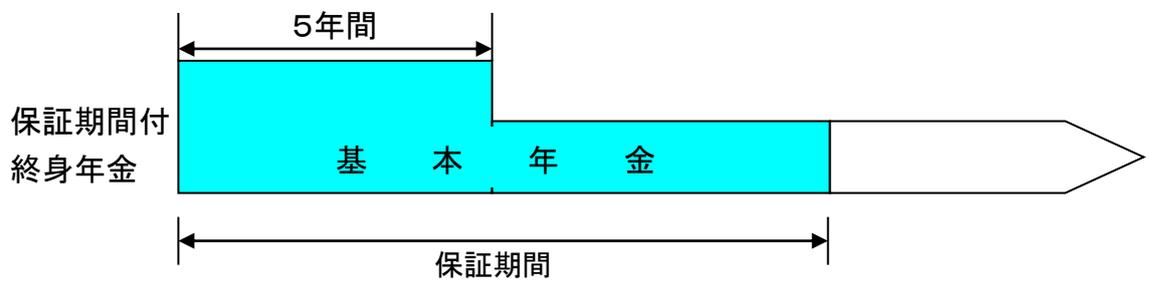
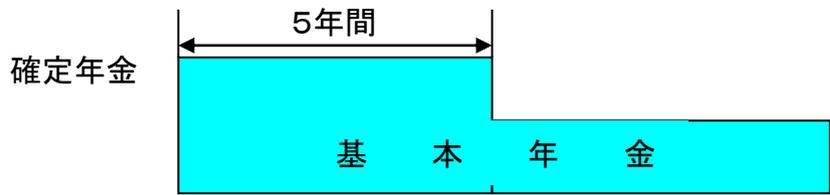
一般コース	掛金払込満了年齢(61歳)または満45歳以上で当制度から死亡以外の事由により脱退されたとき
個年コース	掛金払込満了年齢(61歳)または掛金払込期間10年以上かつ満45歳以上で当制度から死亡以外の事由により脱退されたとき (注)掛金の払込期間が10年以上で満60歳未満で脱退されたときは、保証期間付終身年金のみの選択となります。

※年金受取開始後5年間は倍額の年金が支払われる「つなぎ型」と一定額が支払われる「フラット型」の2種類の中から選択できます。(5年確定年金はフラット型のみです)

※一般コースの場合、初年度年金月額が1万円未満(「つなぎ型」は2万円未満)の場合は年金選択ができません。

～年金受取例～

つなぎ型
(支払額二段階型)



フラット型
(定額型)



年金選択に必要な積立額【2024年5月1日現在】

【フラット型】○年金月額1万円の場合の年金原資○

5年確定年金	約	587,870円	10年保証期間付終身年金	男性	約	2,316,410円
10年確定年金	約	1,140,330円	(61歳受取開始の場合)	女性	約	2,674,730円
15年確定年金	約	1,659,530円	15年保証期間付終身年金	男性	約	2,396,390円
20年確定年金	約	2,147,450円	(61歳受取開始の場合)	女性	約	2,709,750円

【つなぎ型】○初年度年金月額2万円(6年目以降1万円)の場合の年金原資○

10年確定年金	約	1,728,200円	10年保証期間付終身年金	男性	約	2,904,280円
15年確定年金	約	2,247,400円	(61歳受取開始の場合)	女性	約	3,262,600円
20年確定年金	約	2,735,320円	15年保証期間付終身年金	男性	約	2,984,260円
			(61歳受取開始の場合)	女性	約	3,297,620円

※記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、予定利率（2024年5月1日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

②払込満了時（退職時）、年金にかえて積立金を一時金で受け取ることもできます。

(6)年金の支払い

①年金は年4回に分けて本人が指定した銀行口座に直接振込となります。（6月・9月・12月・3月）

②年金の開始時期

1:即時給付…積立金の据置期間を設けず、払込満了後すぐ年金の支払いが開始されます。

2:据置給付…積立金を本人が希望する期間（1～10年以内）据置いて運用し、その期間が経過した後に年金の支払が開始されます。

③据置について

据置期間中の配当金は積立金に加算され、年金の増額のための保険料に充当します。

④年金証書について

・年金の第1回目のお支払いにあわせて保険会社より自宅に送付されます。

・据置を選択の方は、据置期間経過後、年金支給開始月に送付されます。

（年金証書に代えて据置のお知らせが送付されます。）

4. 研修旅行補助金給付のお知らせ

※2025年3月31日をもちまして研修旅行補助金の給付を終了いたします。

海外旅行に参加した場合、研修旅行補助金を給付いたします。給付申請の場合はお申し出ください。
(2011年4月から)

【給付額】 月払掛金の1ヶ月分を3年度に1回に限り給付します(新規加入者も該当)

(注1)新規加入者は3年以上積立を継続することが原則となります。

(注2)「リビング GUARD コース」の保険料を除きます。

※詳細については、パンフレットをご覧ください。

MY-A-24-LF-005614

Ⅲ. リビングGUARDコース

1. はじめに・・・

私たちの毎日の生活の中には、事故(ケガ)や他人への損害賠償、自己の損害など様々なリスクが潜んでいます。この「リビングGUARDコース」は日常に潜む様々なリスクを総合的に補償し、不測の出費をカバーするための制度になっています。この機会にご家族で加入されることをお勧めします。

2. 取扱要領の詳細

①加入

1:「リビングGUARDコース」の加入対象者は教職員本人とその配偶者・こどもで、保険期間開始日(2025年1月1日)現在、本人は満61歳まで、配偶者は満61歳まで、こどもは満22歳までの方です。

(注)配偶者・こどものみの加入はできません。必ず本人とセットでご加入ください。

2:新規加入は、申込受付期間中(8月～9月)に限られます。

②コースのしくみ

1:保険期間は1年間です。次年度以降は申し出のない限り自動更新となります。

ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

2:万一ケガをされたときは、健康保険・労災保険・生命保険等とは関係なく損害保険金をお支払します。

③保険料

1:保険料は毎月の給与から引去します。(初回は12月から)

2:この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

④保険金の請求

事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口、または明治安田損害保険㈱にお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできない場合があります。

※補償内容、保険料等詳細についてはパンフレットをご覧ください。

お問い合わせおよび事故受付は、フリーダイヤルで
0120-26-9288 受付期間 9:00～17:00(除土日・祝日)

お問い合わせ先	
<p><制度内容に関するお問い合わせ先></p> <p>一般財団法人 岩手県退職教職員互助会</p> <p>〒020-0022 岩手県盛岡市大通1-1-16 岩手教育会館4階</p> <p>TEL 0120-26-9288</p> <p>受付時間 9:00~17:00 (除 土日・祝日)</p>	<p><その他お問い合わせ先></p> <p>明治安田生命保険相互会社</p> <p>北海道・東北公法人部 北東北法人営業部</p> <p>〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-1-21 共益商事ビル4F</p> <p>TEL 019-654-1093</p> <p>受付時間 9:00~17:00 (除 土日・祝日)</p>